

## 議案第2号

### 新座市減債基金条例

#### (設置)

第1条 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、新座市減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 特定の市債の償還のために積み立てた資金をもって当該市債の償還の財源に充てるとき。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市減債基金を設置したいので、この案を提出するものである。